

運 営 規 程

社会福祉法人 村山福社会

武蔵村山市西部地域包括支援センター

(指定介護予防支援事業所)

(第1号介護予防支援事業所)

武蔵村山市西部地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業所)
(第1号介護予防支援事業所)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村山福祉会が設置し開設する、武蔵村山市西部地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等その他の従事者(以下「専門職員等」という。)が、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの専門職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。また、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場にたって支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者若しくは地域密着型介護予防事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保健施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。
 - 6 事業の提供に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、ハラスメント防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じる。
 - 7 事業の提供に当たっては、誰であっても、誰からもハラスメントを受けない指定介護予防支援の提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 武蔵村山市西部地域包括支援センター

(2) 所在地 東京都武蔵村山市伊奈平 6 - 1 4 - 2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 センターに勤務する専門職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名〔常勤職員（兼務） 1 名〕

管理者は、センターの従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 保健師又は経験ある看護師 1 名以上〔常勤職員〕

(3) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1 名以上〔常勤職員〕

(4) 主任介護支援専門員 1 名以上〔常勤職員（兼務） 1 名〕

(5) 介護支援専門員 1 名以上〔常勤職員〕

(6) その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第 6 条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定）に従って実施

(2) 利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議

①開催場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

②サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等について意見を求めるものとする。

(4) 専門職員等による居宅訪問頻度等

①提供開始月

②提供開始月の翌月から起算しておおむね 3 ヶ月から 6 ヶ月に 1 回

③サービスの評価期間が終了する月

④利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(武蔵村山市介護保険運営協議会との協議)

第7条 下記事項について、武蔵村山市介護保険運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第8条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的支援基盤整備)
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

(事業の委託)

第9条 センターは、第8条第4号の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うにあたって介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメントプランの作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第10条 センターが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、武蔵村山市伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内)地区(武蔵村山市地域福祉エリアの西部エリア)とする。

(事業継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(各年1回以上)に実施する。

(感染症対策)

第 13 条 事業所において、感染症や食中毒の発生又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染症対策委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会にて随時見直しを行う。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密の保持)

第 14 条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(苦情対応)

第 15 条 提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 専門職員等は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(3) 虐待防止のための研修 年1回以上

(4) 感染症及びまん延防止のための研修 年1回以上

(5) 感染症及び災害発生時の事業継続計画（BCP）研修及び訓練（各年1回以上）

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人村山福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成21年4月1日 一部改正。

平成27年4月1日 一部改正。

平成28年4月1日 一部改正。

平成28年4月7日 一部改正。

平成29年4月1日 一部改正。

平成29年6月5日 一部改正。

令和3年4月1日 一部改正。

令和6年4月1日 一部改正。